

第 1 県 税 事 務 運 営 方 針

1 平成29年度県税事務運営方針

2 平成29年度年間行事予定表

1 平成 29 年度 県 税 事 務 運 営 方 針

第 1 税をとりまく環境

1 平成 29 年度の経済見通し

平成 29 年 1 月 20 日に閣議決定された『平成 29 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度』によると、平成 29 年度の経済見通しは「経済対策など、『平成 29 年度の経済財政運営の基本的態度』に示された政策の推進等により、(中略) 民需を中心とした景気回復が見込まれる。」とされており、実質 GDP 成長率は 1.5%程度 (28 年度は 1.3%程度) と見込まれている。しかし、リスク要因として海外経済の不確実性等が指摘されている。

本県経済については、日本銀行松本支店の「長野県の金融経済動向」(平成 29 年 4 月 3 日)によると、「個人消費は一部に弱めの動きもみられるが、底堅く推移している。」とされ、また「生産は持ち直している。」ことなどから、「長野県経済は緩やかに回復している。」とされている。

2 地方税制度を巡る主な状況

平成 28 年 12 月 22 日に閣議決定された『平成 29 年度税制改正大綱』において、経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革の第一弾として、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われる。なお、この見直しによる平成 31 年度以降の個人住民税の減収額については全額国費で補てんされる。

また、自動車取得税におけるエコカー減税及び自動車税におけるグリーン化特例の延長に当たり、対象範囲となる基準の切り替えと重点化を行う。さらに今後、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討が予定されている。

地方が責任をもって地域の課題に対応していくためには、その基盤となる地方税財政の安定が不可欠であることから、引き続き国に対し、地方財源の充実確保を要望していく必要がある。

また、地方分権の時代において、税務事務においても、本県の特徴や地域性などを踏まえて施策を展開する必要があることから、「長野県地方税制研究会」において、本県にふさわしい「税のあり方」について検討を行っているところである。

3 県財政の状況

平成 29 年度の県税収入については、法人二税において、アメリカの政権交代を契機とした円安・株高を背景に企業収益の改善が見込まれること、また、個人県民税において、給与支払総額の増加が見込まれること等から、全体としては、前年度当初予算額に比べ 0.5%の増となる約 2,274 億円を見込んでいます。

しかしながら、歳出面では、社会保障関係費の増加が見込まれることなどから、当初段階で97億円の財源不足が生じ、基金の取崩しに頼らざるを得ない状況となっており、引き続き厳しい財政状況が続くものと見込まれている。

第2 県税務行政の責務

国・地方を通じて財政状況が極めて厳しい中、安定的な財政運営に必要な一般財源の確保は今まで以上に重要性が増してきており、地方団体の自主財源である地方税の役割はより大きくなっている。また、県財政は引き続き厳しい状況が続くことから、県民生活の安定・向上を図る上で県税収入の確保は極めて重要であり、税務職員は、重大な職務を担っていることを改めて認識しなければならない。

そのため、一人ひとりが、目標意識を持って事務運営に当たるとともに、管理監督の立場にある職員は、適時・適切な進行管理を行い、組織的に業務を推進するよう努めなければならない。

特に、適正な課税と収入未済額の縮減については、納税者である県民の信頼を確保するための重要な課題であることから、事務執行上の検証や業務の効果の検証をしつつ、より効果的で効率的な取組を行うことにより、適正な課税事務の実現と収入未済額の一層の整理促進を図るものとする。

また、県民の皆さんが自主的に安心して納税していただけるよう、窓口や電話での対応は誠意を持って分かりやすく親切に行うとともに、税務情報は私人のプライバシーに深く関わることを常に認識し、適正な管理の徹底を図るものとする。

第3 重点実施項目

平成29年度は、次に掲げる重点実施項目に基づき、税収の確保と県民の信頼に応える適正・公平な事務運営に努めるものとする。

1 収入未済額の縮減に向けた取組

収入未済額の縮減は、税務行政の適正・公平な執行と税務行政への信頼確保の両面で重要かつ緊急な課題であることから、税務職員の総力を挙げて次の事項に取り組むこととする。

なお、納税相談に当たっては、親切・丁寧な対応を心がけるとともに、納税者の生活状況等の客観的な把握に努め、滞納事案の早期完結に結びつく最善の方法をとるものとする。

- (1) 徴収手続きにおける最も有効な手段としての滞納処分を一層強化する。
- (2) 今年度の徴収目標は、次のとおりとする。

ア 現年度課税分の徴収率は、前年度実績を上回ること。

特に自動車税においては、前年度の全国順位を上回ること。

イ 滞納繰越分の収入未済額は、前年度を下回ること。

- (3) 県税事務所においては、徴収目標達成のため、「県税事務運営方針」及び別途策定する「県税徴収対策」に基づき、所の実情に応じた徴収率などの数値目標や、滞納整理重点取組期間等における取組内容などを定めた滞納整理計画を策定し、組織的な滞納整理を実施する。
- (4) 管理監督者は、進行管理の重要性を認識し、滞納整理重点的取組期間等においてヒアリングを実施し進行状況を確認して具体的な指示を与えるなど、組織的な滞納整理の推進に努める。また、機能分担による効率的な滞納整理が確実に実行されるよう、適宜、班構成の見直し等を行う。
- (5) 収入未済額の約8割を占める個人県民税については、県税徴収対策室が中心となり、市町村、県税事務所、市町村課との連携のもと、以下の取組を進める。
 - ア 地方税法第48条による特例徴収や併任徴収、市町村への滞納整理促進のための助言、技術的支援を行う。
 - イ 平成30年度から原則すべての事業者特別徴収の実施を徹底する取組として、未実施事業者への共同訪問説明や関係団体への協力依頼等を関係課及び市町村等と協働して推進する。
- (6) 自動車税の滞納初期段階における自主納税の促進を図るため、「県税電話催告センター」を引き続き設置する。
- (7) 公売（インターネット公売を含む）を積極的に実施する。

また、市町村との連携を図り滞納整理を促進するため、各団体と共同し合同公売会を実施する。

2 市町村等との連携による取組

- (1) 協働による滞納整理の実施

市町村の同意のもと、県が個人住民税を直接徴収する48条の特例徴収を積極的に実施するとともに、県税徴収対策室の職員が市町村の職員と協働して徴収に当たる併任徴収を効果的に組み合わせることにより、個人住民税等の市町村税の一層の徴収の確保を図る。
- (2) 長野県地方税滞納整理機構との連携

市町村移管事案と重複する案件は、長野県地方税滞納整理機構に引き継ぎ、効率的な滞納整理を実施するとともに、徴収職員の技術の向上のため、各種研修会等を連携して実施する。
- (3) 市町村の税務事務支援

「市町村税務職員実務研修」をはじめ、各種会議・研修会・合同公売会などを通じて徴収技術の向上を図るとともに、情報の提供などにより、引き続き市町村の税務事務を支援する。

3 主な税目ごとの適正課税に向けた取組

税務行政の円滑な運営の基本は、第一に適正・公平な課税にある。

そのため、税務職員として必要な知識の習得に努め、的確な調査・検査及び適切な申告・納税指導を行うことで、円滑な納付につなげていくことが重要である。

また、収集した税目ごとの情報共有と、事務分担の弾力的な運用などにより業務の効率化を図る。

(1) 法人県民税・法人事業税

近年の頻繁な税制改正による地方法人課税の複雑化に対し、研修等の機会を活用し理解を深め、正確な事務処理と適切な申告指導を行う。

外形標準課税法人及び自主決定法人に係る課税事務に当たっては、調査手法の習熟と改善に努め、計画的な調査・指導を実施する。

また、申告書発送等の定例的な業務を見直すことで事務処理を効率化し、電気供給業を行う法人に対する調査などの業務を充実させることで、より適正な課税の実現に結び付ける。

(2) 個人事業税

国税連携システムの効果的な活用や税務署との連携による課税資料の確実な収集を行うとともに、綿密な調査による適正な業種認定により課税客体の完全把握に努める。

また、計画的に自主決定調査等を行い、適正な課税標準の算定及び早期課税に努める。

(3) 不動産取得税

法務局調査や市町村との連携により課税客体を的確に把握し、適正・公平な課税に努めるとともに、事務処理の一層の効率化・早期課税に努める。

家屋の評価に当たっては、家屋評価班と県税事務所との密接な連携により、評価技術の向上を図り、適正な価格を算定する。

また、納税義務者に対しては、課税内容や制度等について、誠意を持って分かりやすく親切に説明を行い、理解が得られるよう努める。

(4) 軽油引取税

特別徴収義務者に対しては、適切な申告指導、流通経路調査等の実施及び軽油流通情報管理システムの活用により正確な課税標準量の把握に努める。

不正軽油事案に対しては、軽油特別調査班と県税事務所が密接に連携し、迅速かつ確実な調査により厳正に対処するとともに、不正軽油撲滅に向け、不正軽油撲滅協議会構成員との連携を強化して積極的な啓発活動を実施する。

(5) 自動車税

ア 定期課税に当たっては、納税通知書の早期発送を行い、事業所への協力依頼などの「納期内納付促進キャンペーン」を実施し、納税意識の高揚を図る。

イ 納税義務者等からの問い合わせに対しては、課税内容や減免制度等について十分な説明を行い、理解が得られるよう努める。また、自動車税のグリーン化特例の見直しについて

は、引き続き十分な周知に努める。

ウ 適正な課税を行うため、車検切れ車両や相続人に対する調査等を行い、課税客体や納税義務者の的確な把握に努める。

エ 平成31年10月に導入される自動車税環境性能割について、制度の周知を図るとともに課税等事務が円滑に行えるよう関係機関と調整を実施する。

4 県税データのセキュリティの徹底

(1) 情報資産の適正な管理について

税務電算システム、滞納整理システム、地方税電子申告審査システム、国税連携ネットワークシステム及び税務基幹連携システムで取り扱う県税に係る情報は、重要性が高い情報資産であるため、長野県情報セキュリティポリシーに基づき、業務目的以外の利用や業務に関係のない情報の閲覧及び情報資産の漏えいがないよう、厳正かつ適正に管理する。

また、情報セキュリティ責任者の許可を得ない情報資産の持ち出しは行わない。

(2) 文書等の管理について

文書等に記載された税務情報が第三者の目に触れることのないようにするとともに、紛失や盗難を未然に防止するため、日頃から机やロッカー、共有サーバ等に有する文書等を整理整頓し、厳正に管理する。

5 その他の取組

(1) 個人情報保護の徹底

個人情報の取扱いに当たっては、個人情報保護条例に則って厳格に行う。特に、納税者あてに発送する文書には多くの個人情報が含まれることから、誤送付を防ぐための対策を確実に講じる。

また、納税証明書の交付に当たっては、原則として身分証明書の提示を求めるなど、本人確認を厳格に行う。

さらに、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、個人番号の利用が開始されたことから、特定個人情報の取扱いを厳格に行う。

(2) 租税教育の推進

次世代を担う子ども達に対して「税」に関する意識啓発を図るため、引き続き、税務署、市町村、税理士会、納税貯蓄組合及び教育関係機関と連携しながら、各地域の租税教育推進協議会等が実施する小・中学生を対象とした租税教室、県・市町村の租税教育担当職員を対象とした租税教室講師向け研修会、中学生・高校生を対象とした「税に関する作文」に参画する。また、これから社会人となる高校生や大学生を対象とした租税教室を開催するなど、租税教育の一層の推進を図る。

(3) 電子化の推進

納税者の利便性の向上を図るため、e L T A Xによる法人二税に係る電子申告の一層の利用拡大に努める。

また、法人二税に係るe L T A X電子申告データ及び個人事業税の課税に係る国税連携(所得税確定申告書データの受信)データを利用した基幹連携システム等の運用により、業務の効率化及び省力化を図る。

なお、自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)については、全国の動向を注視し、OSS都道府県税協議会での検討を踏まえながら、登録時の収納方法を含め、引き続き導入に向けた検討を行う。

(4) 納税機会の拡大

平成29年7月からコンビニ収納及びマルチペイメントネットワークを3税目(自動車税、個人事業税及び不動産取得税)に、クレジット収納を自動車税に導入する。

(5) 新税務電算システムへの移行

平成29年7月の新税務電算システムへの移行に向けて、職員に対する操作研修の実施や運用テストの充実を図る。また、移行後もトラブル等に適切に対処し、安定かつ効率的な運用に努める。

2 平成 29 年度 年間行事予定表

1 強調月間等

実施事項	期 間	実 施 内 容
自動車税納期内納付の促進	29年5月1日 ～5月31日	自動車税の納期内納付率の向上を図るため、多角的に納期内納付促進キャンペーンを展開する。
軽油引取税に係る一斉抜取調査 (関ブロ)	29年6月	不正混和軽油等の使用による軽油引取税のほ脱を防止するため、関ブロー一斉路上抜取調査を実施する。
滞納繰越分滞納整理強化期間	29年7月～9月	滞納繰越分の全てについて、滞納処分の方針を決定し、その方針に基づき滞納整理を実施する。
県税電話催告センターの開設	29年8月～10月	現年分自動車税について、滞納初期段階の未収金を圧縮するため、電話による催告を行う。
不正混和軽油等に係る調査強調月間	29年10月	不正混和軽油等の使用による軽油引取税のほ脱を防止するため、全国一斉路上抜取調査及び大口需要者に対する抜取調査を重点的に実施する。
現年自動車税集中滞納整理強化期間	29年10月 ～12月	現年分自動車税について、自主納税の促進を図るため、催告や財産調査等を集中的に実施する。
自動車税差押強化期間	29年12月 ～30年5月	自動車税について差押を集中的に行うとともに、自動車の登録差押、タイヤロック等も積極的に実施する。
自動車税の課税の適正化月間	30年2月1日 ～28日	自動車税の課税の適正化を図るため、次により移転登録・抹消登録・変更登録等の広報を実施する。 〔本 庁〕運輸支局等との連絡協調 〔県税事務所〕有線放送、市町村広報誌等を活用した広報及び滞納整理等の機会における指導
年度末滞納整理強化期間	30年3月～5月	税込確保と未収金の縮減を図るため、総力を挙げて滞納整理を実施する。

(2) 諸 会 議

ア 県税事務所次長会議	4月、2月
イ 県税事務所収税担当係長会議	4月、必要に応じ
ウ 県税事務所課税担当係長会議	4月
エ 自動車税事務担当者会議	4月、11月、2月

(3) 研修

	研 修 名	対 象 者	人 員	期 日	主な研修科目
一 般 研 修	税務課程専門研修(初任者)	新たに税務職員になった者及び所属長が認める者	35	第1期 4月17日～18日(2日) (県庁)	<ul style="list-style-type: none"> ・税務職員の心構え ・租税の基礎知識 ・グループ別研修 ・自殺予防等納税相談の際に必要な知識の習得 ・新税務電算システムの機能、操作に必要な知識の習得
	納税相談知識向上研修	全職員のうち昨年度までの研修未受講者	34	第2期 7月18日～19日(2日) (松本合同庁舎)	
	新税務電算システム操作研修	全員	30	9月上旬(1日)	
専 門 研 修	自動車二税会 減免事務研修	事務担当者	15	4月19日(1日)	実務研修
	個人事業税会 事務研修	〃	15	5月25日(1日)	〃
	不動産取得税 家屋評価初任者研修	事務担当初任者	12	5月中旬 各所ごと	〃
	課税免除実務者研修会	事務担当者	25	9月上旬(1日)	〃
	外形標準課税調査事務研修	〃	25	10月上旬(1日)	〃
	不動産取得税 家屋評価実務者研修	〃	12	11月上旬(1日)	〃
	ゴルフ場利用税会 事務事例研究会	〃	5	11月上旬(1日)	〃
	不動産取得税 承継事務事例研究会	〃	20	11月下旬(1日)	〃
	軽油引取税会 事務事例研究会	〃	15	11月下旬(1日)	〃
	事業税研修	〃	30	11月下旬(1日)	〃
	徴収事務に関する伝達研修	〃	30	1月中旬(1日)	〃
	収入管理事務実務研修	〃	20	12月中旬(1日)	〃
	不動産取得税 家屋評価現地研修	〃	—	随時開催	〃

(4) 表 彰

税務行政に協力した納税者等の表彰 11月

(5) 税務考査（県税事務所）

定例考査

上田、大町、飯田、諏訪 7月

北信、東信、総合 8月

木曾 9月

中信、南信 10月

(6) 広 報

ア テレビ、ラジオスポット等

自動車税納期内納付の促進 5月

不正軽油撲滅の啓発 10月

イ ポスター、パンフレット等

自動車税納期内納付の促進 5月

くらしと県税 7月

不正軽油撲滅の啓発 10月

(参考)

税政研究会行事計画

幹事会 3月

評議員会 4月

固定資産評価研修会 7月～10月

総則関係実務研修会 7月

農業所得事務担当者研修会 11月